

# 平成 1 8 年度歳出予算概算決定資料

## 平成 1 8 年度水利整備課関係新規・拡充事業

### 公共事業

- 1 . 農業水利施設保全対策事業【拡充】
- 2 . 基幹水利施設管理技術者育成支援事業【拡充】

### 非公共事業

- 1 . 戦略的畑地農業振興対策【新規】
- 2 . アジアモンスーン地域連携世界水フォーラムローカルアクション委託【新規】



誰もが住んでみたい村に  
農業農村整備

平成 1 7 年 1 2 月 2 4 日  
農村振興局整備部水利整備課

## 農業水利施設保全対策事業（拡充）

### 1．趣 旨

- (1) 少子高齢化・循環型社会への移行が予想される中で、既存のストックに手を加えながら、長く大切に使う効率的な保全管理が重要な課題となっている。
- (2) このため本施策により、施設の長寿命化の観点に立った施設の予防的な保全対策を通じたライフサイクルコストの低減と施設の信頼性の向上、施設管理の合理化に着手してきたところである。
- (3) 平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、既存ストックの有効活用の観点から農業水利施設等の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実することとされ、本施策の充実強化が求められている。
- (4) このようなことから、現時点では、一部の施設への適用にとどまっている本施策を一般化、原則化するとともに、施設機能保全計画に基づく効率的な機能確保を実施する仕組みを整備し、予防的な保全対策による施設の長寿命化を確実に実施するものとする。また、あわせて、本施策の円滑な普及、定着化を図るため、突発的事故に対応するセーフティネットを整備することとする。

### 2．事業内容等

対策が必要となる都道府県営造成施設の50%以上について、今後5年間で計画を策定することを定めた各県での実施方針に基づき、事業を実施することとする。

- (1) 施設機能保全計画の策定
  - 施設状況調査（施設の劣化度の把握等）
  - 施設機能診断（機能保全対策の選択、補修工事の工法検討）
  - 施設機能保全計画の策定（ライフサイクル管理、機能保全対策）
- (2) 機能保全対策の実施
  - 施設機能保全計画に基づいて、着実な実施を図る。
  - 施設機能監視（劣化状況の把握及び劣化原因究明のための構造物の監視）
  - 予防保全工事（施設における劣化防止のための対策工事）
  - 機能保全工事（施設機能回復のための対策工事）
- (3) 緊急対応の実施
  - 農業水利施設の突発的事故に対する現地仮復旧及び機能回復等を行う緊急補修工事

### 3．事業実施主体等

- (1) 事業実施主体 都道府県
- (2) 補助率 1 / 2
- (3) 事業実施期間 平成18年度～平成22年度

### 4．平成18年度概算決定額

900,000(362,978)千円

【担当課：農村振興局水利整備課】

## 基幹水利施設管理技術者育成支援事業（拡充）

### 1. 趣 旨

- (1) ダム、頭首工、排水機場及び用水機場の基幹水利施設（以下「基幹水利施設」という。）の管理は、近年の社会経済情勢の変化や技術的進展等への的確に対応し、安定した水供給や安全な管理、環境との調和への配慮、予防的な保全対策等による施設の長寿命化等といった効率的な施設機能の維持・確保やIT関連等新技术の活用により、一層効率的な管理体制の整備を図ることが求められている。
- (2) このような情勢を踏まえ、基幹水利施設の適正かつ効率的な管理を図るためには、管理主体である土地改良区等の管理技術能力の向上を図ることが不可欠である。
- (3) このため、土地改良区等の管理技術者に対し、施設の維持保全及び管理の効率化等に関する管理技術について、都道府県土地連による現地での指導・援助及び全土連による研修事業を一体的に実施することにより、土地改良区等における管理技術者の育成確保を図るものである。

### 2. 事業内容等

#### (1) 指導・援助事業

社会経済情勢の変化や管理に関する技術的進展に的確に対応する観点から、以下の管理技術の指導及び援助を実施する。

施設の機能の維持及び安全性の向上に関すること

管理技術の向上及び管理の効率化に関すること

施設の操作運転、点検及び整備に関すること

施設の整備補修工事の設計、水利権更新の業務及び施設機能等の報告に関すること

施設の予防的な保全対策に関すること

#### (2) 技術強化事業

土地改良区等の管理技術者に対し、土地改良施設の適正な機能の確保、管理の効率化及び施設の予防的な保全対策に関する管理技術・専門知識等の研修を実施し、施設管理技術者の育成・強化を図る。

### 3. 事業実施主体等

#### (1) 事業主体

2(1) 都道府県土地改良事業団体連合会

2(2) 全国土地改良事業団体連合会

#### (2) 補助率

2(1) 3 / 10

2(2) 定額

#### (3) 事業実施期間

平成18年度～平成22年度

### 4. 平成18年度概算決定額

266,017(293,034)千円

【担当課：農村振興局水利整備課】

# 戦略的畑地農業振興対策（新規）

## 1. 趣 旨

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」では、各地に現れつつある農業者や地域の創意工夫を活かした「攻め」の農業への取組を後押しする観点から、我が国の高品質な農産物の輸出促進など経営発展に向けた多様な取組の促進が打ち出されており、その実現に向けた施策の強化が必要となっている。
- (2) とりわけ畑地においては、立地条件や気候・地質等の地域特性に応じた作物や栽培方法を取り入れるなど多種多様な営農が行われてきたということもあり、水田農業の生産向上に閉塞感も見受けられる中で、そうした地域のポテンシャルに着目した特色ある産地づくりが展開されつつある。
- (3) さらに、新たな栽培作物の導入や安全で高品質な農作物の供給を可能とする畑地かんがい施設や暗きょ排水等の基盤整備を契機とし、農産物の輸出を実現するといったプロ農業者や関係団体等による意欲ある取組も見られるようになるなど、今後、多様な主体も参画した戦略的な畑地農業の振興が期待される。
- (4) このようなことから、既存の基盤ストックの有効活用・高度利用等に併せ、営農面や産地の体質強化に向けた取組を支援するソフト施策を組み合わせることで、国際競争力をも有する畑産地の育成を効果的に実現し、農作物の高付加価値化による輸出や地域ブランドの確立等を促進する。

## 2. 事業内容

地域における多様な農業経営を踏まえ、担い手とその育成・確保手法、担い手を中心とした産地の体質強化の道筋等の営農ビジョンが明らかな地域（以下、「営農ビジョン策定地域」）において、以下の事業を実施。

### (1) 戦略的畑地農業整備事業

営農ビジョン策定地域であって、かつ既に一定の産地化を達成した地域において、従来の整備仕様等によることなく、(2) の事前診断により設定した整備仕様や、環境負荷の軽減のために必要な整備水準等に基づき、既存の基盤ストックの補完的・追加的整備としての以下の整備等を機動的かつ弾力的に実施。

農業用排水施設、整地工、農道、土層改良、暗きょ排水等の基盤整備、土壌消毒や施設の保温・冷房等に必要な営農用水施設の整備、優良品種系統等への改植・高接、農作物の栽培等生産の高度化を図る施設の整備（低コスト耐候性ハウス、施設園芸栽培技術高度化施設）、農作物被害を防止する施設の整備（防霜ファン、防風ネット）等

### (2) 戦略的畑地農業支援事業

低コストな畑地かんがいシステムの設計、<sup>ユーレップギャップ</sup>EUREPGAP 等国际標準の認証審査を満足する土壌管理等の指導、新たな施工技術の実用化促進、産地の育成強化のために必要な土壌・水分条件等に関する事前診断の実施、産地が定める戦略作物に応じた整備仕様やかん水方法等の設定等に対する支援。

段階的な畑地かんがいシステムの導入の検討、検討結果を踏まえた簡易な給水施設の設計、新たな営農体系を踏まえた水利使用の精査等産地育成のための基礎的な支援の実施。

## 3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区等（2（1））、民間団体（2（2））
- (2) 補助率： 定額（1/2以内）（2（1））、定額（2（2））
- (3) 事業実施期間（採択期間）： 平成18年度～平成21年度（採択期間）

## 4. 平成18年度概算決定額（平成17年度予算額）

元気な地域づくり交付金 41,526,054 千円の内数（46,606,902 千円の内数）  
戦略的畑地農業振興支援事業 100,000 千円 （ 0 千円）

【担当課（室）：水利整備課】

アジアモンスーン地域連携世界水フォーラムローカルアクション委託  
～ 第4回世界水フォーラムのフォローアップに要する経費～

1. 趣旨

- (1) 第3回世界水フォーラム(WWF3)中に開催された「水と食と農」大臣会議では、「食料安全保障と貧困軽減」、「持続可能な水利用」、「パートナーシップ」の3つの挑戦に基づく勧告が採択された。これらの実現のため、アジアモンスーン地域が連携し、「国際水田・水環境ネットワーク(INWEPF)」を創設したところである。
- (2) 一方、一部の欧米諸国は、乾燥地・半乾燥地の水利用実態のみに着目し、農業用水の消費を環境破壊ととらえ、水の価格付けやかんがい施設への公的助成の削減を通じた消費量の削減といった議論を主導している。こうした水の経済的価値のみに基づく水管理が行われた場合、農業用水の多面的機能が排除され、かつ開発途上国における水の公平な配分を阻害し、食料生産に深刻な影響を与える恐れがある。
- (3) 我が国としては、INWEPFの枠組みを活用し、水利用の多様性、多面的機能の重要性等への理解を得るための様々な活動を開始してきたところであり、今後、さらにこの活動を発展させていくことにより、欧米諸国が主導している農業用水の議論に対抗していくことが必要である。
- (4) その際に、WWF3のフォローアップを目的に設立されたINWEPFの活動は、WWFの重要なローカルアクション(地域での取り組み)として認知されていることを踏まえ、WWFという世界的枠組みを最大限活用して、我が国の主張を発信していく観点から「WWF4のフォローアップ」という形でINWEPFの活動を支援していくことが最も効果的である。
- (5) このため、WWF4のフォローアップとの位置付けでINWEPFの枠組みを活用したシンポジウムや水関係国際会議におけるワークショップの開催、バーチャルミーティングを実施し、国際的な水議論で、我が国の主張に沿った多面的機能の重要性等の醸成に努める。

2. 事業内容

WWF4 フォローアップの局面における INWEPF シンポジウム・ワークショップの開催  
バーチャルミーティングの実施 等

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：民間団体
- (2) 補助率：定額
- (3) 事業実施期間：平成18年度～平成21年度(4年間)

4. 平成18年度概算決定額

14,609 千円 ( 0 千円)

【担当課(室): 水利整備課】